

島根原子力発電所1号機廃止措置計画認可申請及び2号機原子炉設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3系統目）の設置）に対する県の考え方（案）

平成28年6月15日
危機管理局

1 経緯

- (1) 4月28日、中国電力から、原子力規制委員会に標記申請を提出するに当たって、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第6条に基づき、本県等に対して事前報告があった。
- (2) 米子市、境港市との協議、今議会での議論、原子力安全顧問会議等を踏まえ、以下のとおり作成した。
 - ・5/16 原子力安全顧問会議、5/21 住民説明会、5/22 原子力安全対策合同会議、5/30 地域振興県土警察常任委員会、6/12 3首長会議（6/8 境港市議会全員協議会、6/10 米子市議会全員協議会）

2 中国電力との安全協定上の取扱い等に係る方針

- 今回は、鳥取県としての最終的な意見は留保し、3に則った条件を付して回答する。
- 今後、事前報告の可否に関する最終的な意見は、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、原子力安全対策合同会議、米子市、境港市と協議の上提出する。
- 安全協定についても、今回の機会を捉え、立地自治体と同内容への改定を再度強く求める。

3 中国電力に対する要請事項

- (1) 安全対策について
 - ・ 地域住民の安全を第一とし、万全な原子力安全対策を行うこと。
 - ・ 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (2) 立地自治体と同等の扱いについて
 - ・ 立地自治体と同等に扱うこと及び周辺地域の声を反映させること。
- (3) 審査結果等の説明について
 - ・ 審査結果（審査状況、審査による変更・追加内容を含む。）について、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- (4) 原子力防災対策に係る費用負担について
 - ・ 中国電力は、引き続き、原子力防災対策の費用負担を行うこと。
- (5) 廃止措置計画について
 - ・ 使用済燃料、新燃料、放射性廃棄物について、責任を持って安全な管理及び実効性ある処分を行うこと。
 - ・ 廃止措置段階に応じた安全対策を講ずること。
- (6) 特定重大事故等対処施設等について
 - ・ 平成25年12月の島根原子力発電所2号機に係る事前報告時に中国電力に回答（別添）に則り、引き続き適切に対応すること。

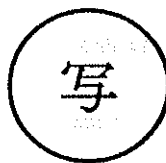
4 国、鳥根県に対する回答

- (1) 国への要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府）
 - ・ 中国電力への指導も含め、安全を第一とした厳正な審査、周辺地域の声が反映される法的仕組み、原子力防災対策に必要な人件費等の費用を負担する仕組み、避難について国が全面に立った調整・確保などを行うこと。
 - ・ 使用済燃料、新燃料、放射性廃棄物の処分等の体制の確立に向けて、国として取り組むこと。
- (2) 覚書に基づく鳥根県知事への意見の提出
 - ・ 島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きに関する「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、中国電力に提出した意見と同様の意見を提出する。

- (資料) 1 3首長意見交換（6/12）における米子市長、境港市長コメント（要旨）
2 鳥根県総務委員会提出資料（6/13）

(別添)

平成25年12月、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性申請に際しての、安全協定に基づく事前報告時における中国電力への回答



第 201300148743 号
平成25年12月17日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (回答)

平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

3 首長意見交換結果（6/12）における米子市長、境港市長コメント（要旨） －原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）－

【中村境港市長コメント】

- 市議会あるいは住民説明会、安対協で色々協議したところ、意見要望等があったが、この報告について反対という声はなかったので、市としては了解をするが、原子力規制委員会の審査結果を受け、中国電力からの報告を最終的に受けて、その段階で最終的な是非の判断をしたい。
- 中国電力に対しては、立地市並みの安全協定を結ぶように今後も強く要請していくべき。
- 住民説明会、市議会での報告、説明会の中で、放射性廃棄物の処分に対する懸念が非常に多く出ていたので、この点については適切な対応を国にしっかり求めていかなければならない。
- 最終的には鳥取県、米子市とよく協議をして決めていきたい。

【野坂米子市長コメント】

- 申請についての住民説明会、市議会全員協議会で私どもの考え方を述べさせていただいた上で、市の考え方を取りまとめた。
- 中国電力には地域住民の安全を最優先に考えて申請手続きを進めてもらいたい。例えば安全対策、一連の手続きに際する立地自治体と同等に扱うこと、審査結果のわかりやすく丁寧な説明、防災対策にかかる費用の問題、それから使用済み核燃料等の管理、処分に関する問題等に対して、附帯意見をつけて中国電力に申入れて欲しい。
- 同時に、鳥取県知事、国等についても同様の意見を提出していただきたい。
- 最終的な意見については、原子力規制委員会の審査結果を受けた上で、鳥取県、境港市と連携しながら、市議会や安対協等の意見を踏まえて提出したい。

島根原子力発電所1号機廃止措置計画認可申請及び2号機原子炉設置変更許可
申請（特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源（3系統目）の設置）に
対する米子市の考えについて

平成28年4月28日、中国電力から申請に関する事前報告を受け、その後の市議会全員協議会や住民説明会で出た意見等を踏まえ、6月10日の市議会全員協議会において、米子市の考えを述べさせていただき、ご理解を賜ったところです。

本市の考えについては、中国電力には、本市の安全対策等に係る下記要請事項に沿った内容を付帯意見とし、それらを踏まえ、地域住民の安全を最優先に考えて、申請手続きを進めていただきたいと考えております。

また、国に対しても、下記要請事項と同様な申入れを行い、さらには、島根県知事に対しても、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たっての手続きに関する「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、中国電力に提出した意見と同様の意見を提出したいと考えております。

なお、事前報告の可否に関する最終的な意見は、原子力規制委員会の審査結果を受けた後に、鳥取県、境港市と連携しながら、市議会や本市安全対策協議会等の意見を踏まえ、提出したいと考えております。

米子市の要請事項

- ① 安全対策に関して、中国電力は、地域住民の安全を第一とし、万全な安全対策を行うこと。
また、国においては、安全を第一とした厳正な審査を行うこと。
- ② 一連の手続きに際し、立地自治体と同等に扱うこと及び周辺地域の声を反映させること。
- ③ 審査結果について、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- ④ 防災対策等に係る費用については、中国電力は、引き続き、原子力安全・防災対策の費用負担を行うこと。また、国においては、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が負担する仕組みを構築すること。
- 廃止措置計画に対しては、
- ⑤ 使用済核燃料、放射性廃棄物の管理及び処分について責任を持つこと。
- 特定重大事故等対処施設等に対しては、
- ⑥ 平成25年12月の新規制基準適合性確認申請の事前報告時に要請した事項について、適切に対応すること。

以上

廃止措置計画等に係る事前了解願いの取扱いについて（案）

安全協定に基づき、中国電力から県に対して提出された島根原発1号機の廃止措置計画及び島根原発2号機の特重施設、第3系統バッテリーの設置に係る事前了解願いについては、5月20日に開催された県の安全対策協議会や原子力安全顧問の方々などの意見を踏まえ、下記のとおり取り扱いたいと考えている。

1. 事前了解願いに対する二段階の了解

- (1) 中国電力が原子力規制委員会（以下「規制委」）に廃止措置計画に係る認可申請及び特重施設等に係る設置変更許可申請を行うことについては、今回、了解する。
- (2) 安全協定に基づく最終的な了解は、規制委から審査結果について説明を受け、それに対して県議会をはじめ、県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体などの意見を聴いて、総合的に判断する。
- (3) 今回の申請の了解に当たっては、次のとおり諸事項を要請する。
 - ① 廃止措置計画に関する要請
中国電力(別紙1)、規制委(別紙2)、経済産業省(別紙3)
 - ② 特重施設等に関する要請
中国電力(別紙4)、規制委(別紙5)
 - ③ 廃止措置計画及び特重施設等の防災対策に関する要請
内閣府(別紙6)

2. 今後の取り扱い

- (1) 立地自治体及び周辺自治体の意向を聴く。
- (2) また、周辺自治体と締結した覚書に基づき同自治体から提出される意見は、県の回答書などに添付し、中国電力及び原子力規制委員会等に伝える。

(別紙1)

中国電力への要請事項（廃止措置計画）

1. 原子力規制委員会の廃止措置計画認可申請の審査の状況及び審査により変更・追加した内容については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
2. 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施について、具体的な検討を進めること。
4. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の確実な処分について、具体的な検討を進めること。
5. 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策について具体的な検討を進めること。
6. 系統除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当たっては、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
7. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切に取組を行うこと。
8. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。
9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。

(別紙2)

原子力規制委員会への要請事項（廃止措置計画）

1. 廃止措置計画の審査に当たっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、十分に審査いただきたい。
3. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の取扱基準等の確立についても、早急に方針を示していただきたい。
4. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても十分に審査いただきたい。
5. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
6. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

(別紙3)

経済産業省（資源エネルギー庁）への要請事項（廃止措置計画）

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等、国が前面に立って取り組んでいただきたい。
2. 原子力発電施設の廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を加速させていただきたい。
3. 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度にしていきたい。

(別紙4)

中国電力への要請事項（特重施設、第3系統バッテリー）

平成25年12月の2号機に係る申請了解時に要請した事項について、引き続き適切に対応すること。

平成25年12月申請時の中国電力への要請事項

1. 原子力規制委員会の適合性確認審査の状況及び審査により必要となった変更・追加の対策については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明すること。
2. 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。
4. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
5. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組を行うこと。
6. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
7. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

(別紙5)

原子力規制委員会への要請事項（特重施設、第3系統バッテリー）

平成25年12月の2号機に係る申請了解時に要請した事項について、引き続き適切に対応すること。

平成25年12月申請時の原子力規制委員会への要請事項

1. 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 突道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査いただきたい。
3. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行っていただきたい。
4. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行っていただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映していただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

(別紙6)

内閣府への要請事項(廃止措置計画及び特重施設、第3系統バッテリー)

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って調整・支援していただきたい。

